

令和 6年9月20日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

10月の「もっけん」たより

◎ 被扶養者の資格確認（被扶養者確認調書）について

被扶養者資格の確認調査は10月18日（金）発送、11月29日（金）締め切りとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ インフルエンザ予防接種の費用の補助事業について（償還払い方式）

今年度もインフルエンザ予防接種の費用の補助を致します。詳細につきましては今回同封しております「インフルエンザ予防接種費用補助のお知らせ」をご覧ください。接種期間は令和6年10月1日（火）～令和7年1月31日（水）、申込期限は令和7年2月16日（金）です。

なお、今年度の集団接種方式（会場・巡回）の申し込みは終了しております。

◎ 令和6年10月から短時間労働者の健康保険の適用が更に拡大されます

- ・被保険者の総数が常時51人以上の事業所
- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・月額賃金88,000円以上
- ・2か月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない

上記全てに該当する短時間労働者は健康保険の加入が義務となります。

◎ 被扶養者が就職した場合は扶養家族からの削除の手続きが必要です

被扶養者の方がご自身で健康保険に加入するようになった場合は、被扶養者から外す手続きが必要になります。健康保険被扶養者異動届のご提出をお願いいたします。